



～ 市民後見推進事業を実施！
報告書を作成しました！！ ～

あさがおでは、今年度「市民後見推進事業」を実施しました。

この事業は厚生労働省が全国で37市区町(26都道府県)に対して地域における専門職ではない市民の成年後見制度への参画を促す目的で取り組まれてきました。大津市もこの事業を受け、あさがおが各種事業に取り組みました。

今後認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増え、成年後見制度の必要性やその需要はさらに大きなものになるといわれており、その対策として、市町村に「後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために必要な措置を講ずること」が求められるようになりました。



～あり方検討会の様子～

この事業を用いて各地で「市民後見人」の養成の取り組みが進められています。しかし、あさがおでは“あさがお通信26号”でもお伝えしましたように「市民の参画による成年後見活動あり方検討会」をこの事業の基で立ち上げ、大津という地域でどのような権利擁護のニーズがあるのか、そしてどのような形で市民の方々にこの成年後見制度に参画してもらうことができるのかを検討してきました。

あさがおでも法人設立以来、成年後見人等を数多く受任して取り組んできましたが、「成年後見人」の責任は重く、戸惑い、迷いながら支援を続けています。私たちは、法人という集団で相談することができ、様々な専門性を持った理事に支えられ相談できるという体制があり何とか取り組んでいるような気がします。しかし「市民後見人」の取り組みは、この重い責任を「市民」の方々に背負っていただくこととなります。そのようなことは可能なのか？支援を受ける側の高齢者、障がい者にとってはそのことはどのような意味があるのかなどを改めて考える機会にもなりました。そして、「市民後見人」に限らず権利擁護支援にしっかりと取り組むためには、法律職、福祉職の方々のネットワークが充実していることが不可欠であろうということも確認しました。昨年度は2回「高齢者・障害者なんでも相談会」を開催し、市民の方々の困りごとに即応できる専門職のつながりを創ることに取り組みました。

また、あさがおの法人で成年後見を受任している方への後見事務の一部を担っていただいている「地域支援員」の方々への現任研修の在り方についても、様々な角度からご意見などを頂いて実施しました。

昨年度の取り組みでは、様々な課題に気づくことができました。

今年度以降、その課題の一つ一つに取り組んでいきたいと思います。

報告書をあさがお通信とともに同封しておりますので、ご一読ください。



～現任研修の様子～

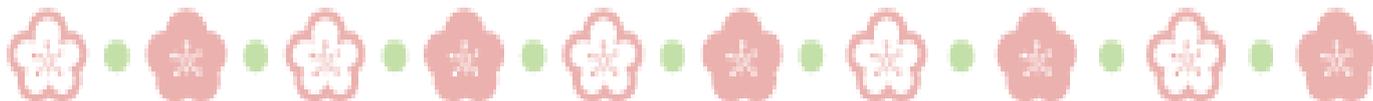
あさがお通信



第28号

～なんでも相談会入口～





～職員の紹介～

4月から相談員として勤務することになりました、
“菅 浩一(かん こういち)”です。

平成21年度から、大津市の地域包括支援センターに3年間
出向をしておりました。地域包括では、主に高齢者の介護保険
制度の相談・虐待や金銭トラブル等のケースに関わり、特に高
齢者虐待対応では、今後に活かせる経験ができました。

あさがおでは、また新たな立場で高齢者や障がい者等の権利
擁護に携わり、その人らしい生活を送ることができるよう支
援をしていきたいと思っております。一からのスタートとなり、至ら
ない点など多々あるかとは思いますが一所懸命取り組んで参り
ますので、皆様の更なるご指導・ご鞭撻の程お願いいたします。



4/2に2児の父になった29歳。三十にして立つと言いま
すが、まだまだ未熟な私ですのでよろしくお願い致します。
環境も変わり不安もありますが、今年は公私共に新たな
気持ちで何事にも精一杯励んでいきたいと思っております。

～お知らせ～

“成年後見ハンドブック”を増刷しました！！

これから成年後見活動に携わっていかれる方々にお役に
立ていただくよう作成したハンドブックをご好評につき、
増刷しました。

成年後見制度や後見人の役割などについて、分かりやすく
まとめた一冊となっています。

また、A5サイズのとても持ち運びしやすい大きさです。
お手元に一冊いかがでしょうか？



購入やお問い合わせは“あさがお”事務局まで。

～定価 500 円～



～あさがおニュース！あんなこと・こんなこと～

もう一度選挙に行きたい！！の実現を・・・

成年被後見人の選挙権回復裁判について

成年後見制度は様々な課題を持っていることを、各団体から指摘されています。中でももっとも重大な問題として指摘されているのが、「成年被後見人の選挙権がなくなる」ことです。

この問題に対して昨年、『東京・埼玉・京都・札幌』と相次いで成年被後見人さんが立ち上がり、自らの選挙権を取り戻すための裁判をおこされました。成年後見制度はそもそも財産管理をはじめ法律行為に関わる支援などを通じてその人らしい生活の実現を図るために設けられたもので、選挙権をはく奪するなど社会から排除するためのものではないはずです。「このような法律はおかしい！変えないといけない！」と主張してくれる人を選ぶことが「公職選挙法」の中で制限されてしまっているのです。

全国各地で起こるこの動きが一体のものとなり、大きなうねりを作って選挙権の回復がなされることを願っています！

次回の京都の裁判は、第5回5月16日10時から京都地方裁判所101号法廷にて開かれます。ぜひ、傍聴に行きましょう！！

後見制度支援信託が導入されました・・・

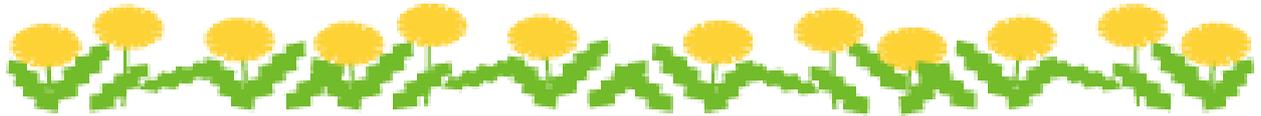
最近、導入された『後見制度支援信託』についてご紹介をします。

成年後見人等に対しては家庭裁判所が監督をすることになっています。しかし、成年後見人等による横領等の不祥事が後を絶たないのが実情です。恥ずかしいことに専門職による不祥事も報道されているところですが、やはり、親族後見人による財産的被害が多く発生しています。また、その1件あたりの被害額も相当多額となっているのです。このような親族後見人による財産的被害を予防するため、裁判所が導入することにしたのが『後見制度支援信託』です。

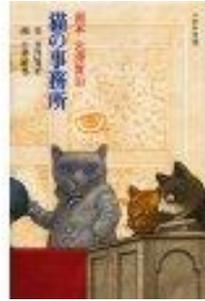
これは、現金が多額である等一定の要件を満たす事案について、信託制度を利用することを条件に親族を成年後見人等に選任するものです。被後見人の金銭は信託銀行に預けられ、信託銀行から後見人等に対し、被後見人の日々の生活に必要な一定の金員の交付があります。予定外の支出が必要となった場合は、後見人等は家裁に用途等を説明した文書を提出します。家裁は支出の適否を判断し、適切と判断した場合は指示書を出します。この指示書を受けて信託銀行はその支出に応じます。これにより、後見人等による財産的被害が予防できるのです。

しかし、後見制度支援信託の導入にあたっては、強い反対意見が出されました。不祥事の予防は本来、家裁のより厳格な監督により行うべきであり、それを怠って信託制度を導入するのは筋違いであるとの意見、信託を利用することにより財産は守れるかもしれないが、被後見人のために積極的に財産を使うことが抑制されるのではないかな等の批判がありました。昔の禁治産制度はどちらかと言えば、財産保護に重点がありましたが、今の後見制度では、被後見人本人の自己実現のために必要とあれば、積極的にその財産を使うことも大切です。

結果的に導入されることになったこの制度ですが、今後の運用のあり方について、財産の侵害とは別の意味で被後見人の権利が侵害されないか、注意をして見守ることが必要です。



～ 本の紹介 ～



ビブリア古書堂の事件手帖 三上 延
(メディアワークス文庫)

ミステリアスだけどころりと読めてしまう本です。作中に出てくる実在の古書をまた読みたくなってしまいます。

猫の事務所 作：宮澤賢治
(パロル舎刊)

何も悪いことをしていないのにいじめられてしまう窯猫。猫の世界を通して“いじめ”について考えさせられる一冊です。

～ 今月の一句 ～



桜すぎ 鯉は未だかと 鉢たたく

純坊

☆編集後記☆

『春』といえば・・・出会いの季節です。
昨年度は、事業の一環として行った“高齢者・障害者なんでも相談会”において、多くの弁護士・司法書士・社会福祉士の方々に会う機会をいただきました。この出会いを大切に、また今年度も様々な方々と出会えることを楽しみにしています。

あさがおでは、“人”との出会いだけではなく、新しい“もの”との出会いもありました♪

～あさがおの新しい仲間～

- ・ 来客用のパンフレット置き
- ・ 職員用のロッカー

気軽に立ち寄っていただける事務所を目指して今後も工夫をしていきます！

お近くに来られた際には、是非事務所へお越しください。

